

嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和2年4月

嬉野市 新幹線・まちづくり課

嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

嬉野市の都市公園等は、市民が健康で明るくたくましい心身を養うため市内各所に建設された公園であり、供用されて以来、市民のスポーツの場、レクリエーションの場として利用されている。

今回、各都市公園等に遊具施設の設置を計画しており、より多くの公園利用者に活用される遊具を設置するため、その選定を公平性及び透明性をもった公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、安全で、優れた遊具の提案者を当該工事請負候補者として選定することを目的とする。

2 工事の概要

(1) 工事名 嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工

(2) 工事箇所 嬉野市 嬉野町他

(3) 公園箇所

嬉野松児童公園	嬉野市嬉野町大字下宿字嬉野松乙 548 番地 1
鷹ノ巣公園	嬉野市嬉野町大字下宿字三本松甲 3083 番地
嬉野総合運動公園	嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲 2834 番地
曙児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字一ノ坂甲 67 番地 2
北部公園	嬉野市塩田町大字久間字後山乙 1893 番地 2
立石児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字立石甲 358 番地
山伏塚公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字立石甲 466 番地 1
野畑公園	嬉野市嬉野町大字下宿字野畑乙 1408 番地
轟の滝公園	嬉野市嬉野町大字下宿字轟原丙 163 番地 1
イカダ記念公園	嬉野市塩田町大字馬場下字清水川甲 1981 番 3 外の地先

(4) 工事概要

ア 実施設計 一式

イ 遊具設置工事（土工・基礎含む） 一式

ウ 安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(5) 契約上限金額 50,000,000円（税込み）

(6) 工期 契約締結日から令和2年12月25日まで

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないもの。

(3) 参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けていないもの。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該

当しないもの。

(5) 嬉野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 3 号)第 2 条第 4 号の規定に該当しないもの。

(6) (社) 日本公園施設業協会九州・沖縄支部会員であり佐賀県・福岡県・長崎県に本店又は支店(営業所含む)を有するもの。

4 説明会・現地見学会

参加を希望する場合は、開催日程を確認の上、事前に新幹線・まちづくり課まで申し込むこと。

(1) 開催日時 ~~令和 2 年 4 月 2 4 日 (金) 1 3 : 3 0 ~~~
令和 2 年 5 月 1 3 日 (水) 1 3 時 3 0 分 ~

(2) 開催場所 ~~嬉野市役所嬉野庁舎 3 - 1 会議室~~
嬉野市役所嬉野庁舎 2 - 3 - 1 会議室

5 参加表明書等に関する質問書の受付及び回答

(1) 提出期限 ~~令和 2 年 4 月 3 0 日 (木) 1 7 時 0 0 分まで (必着)~~
令和 2 年 5 月 1 8 日 (月) 1 7 時 0 0 分まで (必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第 6 号)により、電子メールにて提出すること。

(3) 回答期限日 ~~令和 2 年 5 月 1 1 日 (月)~~
令和 2 年 5 月 2 2 日 (金)

(4) 回答方法 市ホームページに掲載

6 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類

- ア 参加表明書(様式第 1 号)
- イ 会社概要(様式第 2 号)
- ウ 工事实績調書(様式第 3 号)
- エ 配置予定技術者調書(様式第 4 号)

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 ~~令和 2 年 5 月 1 5 日 (金) 1 7 時 0 0 分まで (必着)~~
令和 2 年 5 月 2 9 日 (金) 1 7 時 0 0 分まで (必着)

イ 提出場所 嬉野市新幹線・まちづくり課

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

7 企画提案に関する質問書の受付及び回答

(1) 提出期限 令和 2 年 6 月 1 2 日 (金) 1 7 時 0 0 分まで (必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第 6 号)により、電子メールにて提出すること。

(3) 回答期限日 令和 2 年 6 月 1 9 日 (金)

(4) 回答方法 市ホームページに掲載

8 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書（様式第5号） 原本1部 副本7部
- イ 工程表（任意様式）及び参考見積書（任意様式） 1部
- ウ パース等のイメージ図（A3版適宜） 8部

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和2年7月10日（金）17時00分まで（必着）
- イ 提出場所 嬉野市新幹線・まちづくり課
- ウ 提出方法 持参又は郵送

9 スケジュール

実施の公告（市HP等）	令和2年4月13日
説明会・現地見学会	令和2年4月24日 令和2年5月13日
参加表明書等に関する質問書の受付	令和2年4月30日 令和2年5月18日
参加表明書等に関する質問書の回答	令和2年5月11日 令和2年5月22日
参加表明書等の提出期限	令和2年5月15日 令和2年5月29日
企画提案に関する質問書の受付	令和2年6月12日
企画提案に関する質問書の回答	令和2年6月19日
企画提案書の提出期限	令和2年7月10日
審査（プレゼンテーション）	令和2年7月中旬予定
審査結果の通知	令和2年7月下旬予定
審査結果の公表、契約締結	令和2年8月上旬予定

10 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1)出席者（説明者）は、5名以内とする。
- (2)原則として各社20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。
- (3)プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (4)説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合、機材は市が用意するものとする。

1 1 審査方法

市が設置する審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書についてのプレゼンテーションを受け、総得点が高いものから順に順位付を行い、最も高いもの及び次点のものを選定する。

1 2 審査基準及び配点

選定に係る審査項目等は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
テーマ	各公園の利用者増進につながるような提案になっているか。	15
機能	子供たちの好奇心を刺激する遊具になっているか。	15
	子供たちを見守る保護者への配慮は出来ているか	10
	子供たちの利用に配慮し、安全対策が講じられているか。	10
	既存遊具に対しての一体性・協調性は講じられているか。	5
デザイン	周囲の景観への配慮は行われているか	10
	話題性の向上に繋がる提案となっているか。	15
維持管理	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。	5
実現性	提案内容を実現できる技術力を有しているか。	5
妥当性	提案内容に照らし合わせて妥当性のある見積りとなっているか。	10
合計		100

- 評価区分 A 優れた提案である (配点×1.0)
B やや優れた提案である (配点×0.75)
C 標準的な提案である (配点×0.5)
D やや劣った提案である (配点×0.25)
E 評価できない提案である (配点×0)

- ・参加者が1者のみの場合も審査を実施します。
- ・合計点が6割以上に達したものを選定の対象とします。参加者が1者のみの場合も同様とします。

1 3 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

1 4 契約の締結

候補者選定後、設計内容についての協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、協議の結果、企画提案の一部を変更することがある。

1 5 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1)提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

1 6 契約・工事関係書類・工事検査について

嬉野市財務規則・嬉野市工事請負契約約款・嬉野市建設工事等検査実施規程に準ずる。

1 7 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は市に帰属する。

(5) 嬉野市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他嬉野市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書が無償で使用できるものとする。

(6) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 参加表明書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(8) 現場視察は、参加申込者が自由に行うことができるものとする。

(9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

1 8 担当部署（提出先・問合せ先）

〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

嬉野市役所 新幹線・まちづくり課 担当 松尾、笠原、前川

TEL (0954) 27-7020

FAX (0954) 27-7077

電子メール machizukuri@city.ureshino.lg.jp